

東京電力（株） 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報

平成19年 2月14日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 2月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	圧力抑制室内の点検準備作業時、圧力抑制プールの水面にペン（1本）が浮いていることが認められたため、当該ペンを回収及び対応検討	A s	2月13日公表済 (PFD86KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	循環水ポンプ（A）電動機の点検時、軸受冷却水ドレン弁に水漏れの跡が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	高圧給水加熱器（1A）水位調整弁等の空気作動弁点検時、制御用空気減圧弁ドレンコック部よりエアリーク（9台）が認められたため、当該部を修理	D	
3	1号機	低圧給水加熱器（1A）水位調整弁等の空気作動弁点検時、制御用空気減圧弁ペント孔よりエアリーク（7台）が認められたため、当該弁を修理	D	
4	1号機	空気抽出器蒸気圧力調整弁の点検時、制御用空気減圧弁内部部品に劣化が認められたため、当該部品を交換	D	
5	1号機	高圧給水加熱器（1A）水位調整弁等の空気作動弁点検時、制御用空気ミニチュア弁のグランド部よりエアリーク（2台）が認められたため、当該弁を修理	D	
6	1号機	湿分離器ドレンタンク（A）水位調整弁等の空気作動弁点検時、制御用ボジショナパイロット部よりエアリーク（2台）が認められたため、当該弁を修理	D	
7	1号機	低圧給水加熱器（3A）ドレン水位調節弁等の空気作動弁点検時、制御用空気配管が駆動部に接触していることが認められたため、当該配管の取付位置を修正	D	
8	1号機	湿分離器ドレンタンク（D）ドレン水位調節弁の空気作動弁点検時、制御用空気マニホールド部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
9	1号機	復水器補給水調節弁の点検時、駆動部入口制御用空気配管の継手部に割れが認められたため、当該部を修理	D	
10	1号機	低圧給水加熱器（3A）ドレン水位調節弁等の空気作動弁点検時、駆動部ペント孔よりエアリーク（2台）が認められたため、当該部を修理	D	
11	1号機	低圧タービン（A）上半ダイヤフラムの点検時、浸透探傷検査においてノズル溶接部及びノズル面に指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
12	1号機	低圧タービン（A）上半ダイヤフラムの点検時、浸透探傷検査においてダイヤフラム水平面に指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
13	1号機	原子炉建屋換気空調系空気作動隔離弁操作用空気配管の修理作業後の空気配管漏えい確認時、当該隔離弁を強制的に開にするクラッチの緩みにより当該隔離弁が閉になり、換気空調ファンが停止したことが認められたため、当該弁・換気空調系を復旧および対応検討	C	
14	2号機	タービン監視系直流電源装置の電圧測定において、測定箇所相違が認められたため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	2号機	廃棄物処理系除染廃液ポンプ吐出圧力計の漏えい試験時、当該圧力計のテスト弁グランド部よりリークが認められたため、当該弁を交換	D	
16	2号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置冷却水薬注タンクの点検時、タンク内面塗装の剥離が認められたため、当該部を補修	D	
17	2号機	主タービングランドシール蒸気系蒸化器ドレンタンクのレベル調節器において、電源のヒューズ切れが認められたため、当該調節器を点検・修理	C	
18	2号機	定期事業者検査配管肉厚測定において、記録確認検査で新規配管として評価した配管（3箇所）が既設配管であることが認められたため、対応検討	C	
19	4号機	廃棄物地下貯蔵設備廃スラッジ類受タンク空気作動入口弁の点検時、駆動部上部ブッシュよりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
20	4号機	復水器真空ポンプ出口流量計元弁（手動弁）において、全閉不能が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
21	4号機	原子炉補機冷却水系排ガス復水器入口ドレン弁において、弁棒の折損が認められたため、当該弁棒を交換	D	
22	5号機	廃棄物処理系ろ材ブリコートタンク液面指示スイッチの点検時、指示精度外が認められたため、当該液面指示スイッチを修理	D	
23	5号機	廃棄物処理系ろ材ブリコートタンク液面計測定用空気流量調節器の点検時、制御用空気減圧弁のボンネット部よりエアリークが認められたため、当該弁を交換	D	
24	集中環境施設	高温焼却炉設備排気筒放射線モニタサンプルガス流量調整弁出口圧力計の点検時、指示精度外が認められたため、当該圧力計を修理	D	
25	集中環境施設	雑固体焼却炉前処理設備ドラム蓋移動コンベアの点検時、前進端・後退端リミットスイッチの接点抵抗値に管理値外れが認められたため、当該リミットスイッチを交換	D	
26	その他	水処理設備加圧用空気圧縮機（C）圧力調整弁において、動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで